

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年5月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第6号

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項第45号中「及び薬事法第69条第2項」を「並びに薬事法第69条第2項及び第3項」に改める。

第7条第1号中「第69条第2項」の右に「及び第3項」を加え、同条に次の1号を加える。

(2) 薬事法第69条第3項による医薬品等の収去に関すること。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)